

《 紹 介 》

William A. Paton, *Corporate Profits: Measurement, Reporting, Distribution, Taxation*, 1965.

加 藤 盛 弘

I

今日、動態理論にかわる新しい会計理論の展開が幅広く積極的におしすすめられていることは周知のところである。すなわち、アメリカにおいては、会計学会の見解としては1957年版会計基準を先駆とし、1963年の会計基準および諸概念についての一般委員会の報告、64年の実現概念委員会の報告、66年の「基本的会計理論」へと展開し、AICPAの見解は一連の会計調査研究叢書にみられるところである。またわが国においても、本年(1966年)度の日本会計研究学会において、「会計原則」の再検討なる統一論題がとりあげられ、阪本教授、中島教授によって歴史的原価主義への批判的検討がなされ、もはや、いわゆる「現代会計理論」はアメリカだけの問題ではなく、わが国企業会計原則の具体的改訂との結びつきにおいて考えられるようになってきた。

このようなときに、かつてリトルトンとともに『会社会計基準序説』をあらわし、動態理論の確立につくしたペイトンの「現代会計理論」に対する見解を検討することは、会計理論の性格、その変遷の要因を知るうえにおいて重要であると考え。そこで以下、ペイトンの最近の著書 *Corporate Profits*, 1965 を紹介しよう。

II

まずはじめに、*Corporate Profits* の章別構成を示しておこう。

序	vii—xiv
第1章 株式会社の特徴	1—10
第2章 利益のための会計	11—19

1 阪本安一「会計原則の再検討」『会計』、90巻3号；中島省吾「企業会計原則と取得原価決定基準」『会計』、90巻3号。

第3章 減価償却についての誤った見解	20—34
第4章 インフレーションと財務的測定	35—53
第5章 “Cash-Flow”; 資金分析	54—59
第6章 収益力の測定	60—71
第7章 全会社利益—金額, 傾向, 率	72—83
第8章 利益分配	84—94
第9章 投資された利益—株式分割	95—111
第10章 二つの難題—金庫株, 利益課税	112—119

ペイトンは序において、本書執筆の意図を明らかにしている。すなわち、近代的運輸機関は、今日においては都市生活における不可欠のものとなっていると同様に、株式会社も必要な経済資源および人力の集中と利用のための、すぐれて有用な用具であることが明らかになってきた。しかしながら、不幸にして、その株式会社の性格と重要性に関して、誤報と誤解が増大する傾向にあるという²。

そして、その誤報と誤解の内容についてつぎのようにいっている。

「株式会社およびその活動に関する誤った情報と誤解の多くは、利益決定の過程とこの過程の結果の報告に集中している。株式会社の“利益”については非常に多くの討議が存在した。一部は個々の会社の成果についてであり、一部は全株式会社の見積合計利益についてである。年々、組合指導者や著者達は一致して、株式会社の利益は非常に高い水準にあり、不適切な率で増大している、と主張する。……企業は繁栄しており、利益は増大しており、そして大部分の株式会社は非常にすみやかに資金を作るので、それをどうしたらよいかほとんどわからないほどである、ということをおわれれば何回も何回も(新聞や金融誌において一引用者)読んでいる。」³

しかし、ペイトンはこのようにバラ色に描かれている会社利益の絵はまことに不正確であり不完全であると考えている⁴。そこで、著者は、会社利益が一般に誤って描かれていることを示し、その原因を明らかにせんとするのである。したがって、研究の焦点は会社利益の測定、報告、分配、課税にあわせられ、しかも、それは利益を過少に表示し、分配を過少にする提案に通じるとともに、会社利益がそれほど巨大なものではないということの国民大衆への説得となっている。以下、この点をやや詳細に考察してゆこう。

III

ペイトンは株式会社利益についての検討の予備的考察として、株式会社の基本的特徴について簡単に論及している。そこにおいて、かれは、会社の株主は優先株主と普

2 William A. Paton, *Corporate Profits*, 1965, preface p. vii.

3 *Ibid.*, preface ix.

4 *Ibid.*, preface x.

通株主とからなるが、普通株主こそ原則として支配的グループであり、取締役を選任する権限を有しており、したがって、会社利益の延分を含む会社の政策および実務に対して責任を有している⁵ということを主張する。かかる見解のもとにおいては、取締役は株主によって選ばれた代理人であり、経営者は“雇われ人”⁶でしかなく、企業経営の最終的責任を負うものは普通株主である、ということになる。したがって、かかる普通株資本の誘引こそ企業にとって非常に重要であり、そのためには、一般的にいつて、「少くとも純利益となる期待をもたせる条件……が存在しなければならない……」⁷（傍点部分は原文イタリック）。ここにおいては当然に普通株主のための会計＝利益計算が強調されなければなるまい。つまり、利益計算の焦点は普通株主に帰属する利益部分の計算にあわされるのが論理の必然であろう。

このような観点からか、ペイトンは償却前利益および税引前利益の表示を否定している。すなわち、前者については減価償却費は実際支出額をあらわさないということによって、他の費用項目と区別され、“減価償却前利益”を合理化する誤った方向に導きがちであるが、減価償却費は他の費用と同様に真の費用であることを証拠し、収益から正しく控除さるべきである⁸、としている。また後者については、今日の実務においてもっとも誤っている点は“税引前利益”の強調である。なぜなら、実質上の利益は税金という大きな控除がなされてから決まるからである⁹、という。したがって、純利益の計算の観点からみるなら、“税引前会社利益”は……“費用控除前会社利益”¹⁰と同様、意味がない」とまでいっている。これらの主張は、もちろん、減価償却費や税金そのものが損費であり、収益控除項目であることの強調でもあるが、そこには同時に普通株主に属する純利益計算の思考が底に強く流れていることのあらわれと考えられる。

以上に検討した利益重視の思考は第6章において、収益力＝利益率のかたちで具体化される。

「すべての企業についての基本的な財務的事実は収益力である。そして、これは特定の期間あるいは一連の期間について報告された利益のたんなる検討によっては示されない。業績の水準は稼得額あるいはその金額の変化によってはあらわされない。それは基本的な大きさである使用資本の総体と利益との関係—利益率—である。しかし、……利益率の表示は公表されている会社報告書においては、ほとんど見られない。そのかわりに、主たる注意は、前年度の利益……と比較しての当期の

5 *Ibid.*, p. 5.

6 *Ibid.*, p. 9.

7 *Ibid.*, p. 6.

8 *Ibid.*, p. 26.

9 *Ibid.*, p. 18.

10 *Ibid.*, p. 83.

利益の増減率に向けられている。¹¹ (傍点部分は原文イタリック)

つまり、もっとも重要なのは収益力=利益率(使用資本と利益額との比率)であり、利益額そのものの大小、増減ではないという。なぜなら、前期と比較して、いかに利益が増加したとしても、その利益を増加させる原因となった資本の増加が考慮されないなら、真の姿はわからないからである。利益の増加率が資本の増加率より低い場合には、見せかけの利益の増加とは逆に、企業の能率は低下していることになる。利益率を考えず、利益の絶対額の増加のみに焦点をあわせることは、農夫が乳牛をふやしたことを述べずに、搾乳量の増加を自慢することと同等である、としている。¹²

このように、ペイトンは利益率を重視し、「利益率の表示は経営者、投資家、その他の利害関係者にとって、もっとも重要である」¹³としている。そして、この利益率には当然のことながら自己資本利益率と総資本利益率が存在するわけであるが、それについては、つぎのように言っている。

「経営遂行の観点からは、より重要な収益力の尺度は使用されている資源—広い意味での企業の総資本—の生産性をあらわすものである、ということが主張されよう。利益率(普通株資本利益率—引用者)は……資産を有効に使用する問題に直接の関係をもっていない。……換言すれば、資産に反映された資金の源泉は、使用あるいは全体的業績を判断する場合には重要な問題ではない。たとえば製造工場の能率は会社の資本構成—上位および普通株持分の割合—によって変化しない。¹⁴」

つまり、経営管理的観点からは、普通株資本でなく、総資本の使用能率が重視され、したがって総資本利益率の重要性が強調されるのである。ここにおいては、さきに指摘した普通株主のための利益計算と若干のへだたりがあるようである。いずれにしても、ペイトンにおいては、このような利益計算→収益力計算が重視され、その正しい測定と表示が論理の表面上は要請されている。しかし、このような計算をゆがめ、利益を不当に高く計算させ、表示させる要因が伝統的会計(ことにインフレーションの影響の取扱いにからんで)に存在すると考えている。そこでペイトンは、当然にこれに一章を設けて論及している。しかし、それについての考察に入る前に、いわゆる正しい「利益の測定」に関連する問題として、減価償却およびCash-Flowについての所説をみておこう。

減価償却費は、その期間的測定に関してながいこと論争のあった費用項目の一つで

11 *Ibid.*, p. 62. なお、利益率が実務において表示されない理由の一つは、伝統的会計(原価主義会計)のインフレに対する弱さによるかもしれないとしている。なぜなら、伝統的会計によるなら、インフレ時には資産の過少表示、利益の過大表示、したがって、利益率の過大表示となるからである。インフレの問題についてのペイトンの見解はのちにふれる。

12 *Ibid.*, pp. 62—63.

13 *Ibid.*, p. 65.

14 *Ibid.*, p. 70.

あり、また利益操作のために用いられやすい疑わしい項目の一つであると一部の人に
いわれてきたものである¹⁵、という。

しかし、減価償却費は他の費用項目とまったく同じように真の費用であるという。
たとえば、溶鉱炉の償却費はそこで消費される石炭と同じように、資産コストの一部
分以外の何物でもない。たしかに、石炭は消費によって物理的に消失してゆくのに対
し、溶鉱炉はその耐用期間中物理的に存在するという相違はある。しかし、そのこ
とに基本的な差異があるわけではない。石炭に対する支出も溶鉱炉に対する支出もと
も同じ関係にあり、両者のコストは必要なる用役——使用——のゆえに生ずるもの
である、として、その費用としての同質性を強調する¹⁶。

さらにまた、減価償却費測定の技術的困難性の問題が存在する。たしかに、耐用年
数を測定し、それを全耐用期間に配分することには、かなりの不確かさをともなう。
しかし、石炭の山から、その消費分を測定することも同様に困難な問題である、とし
ている¹⁷。

また、減価償却費を他の費用項目と別扱いする根拠として、それが out-of-pocket
cost (当座の支出をともなう費用)でないという通念が示される。この見解はまったく
の誤りではないが、不明瞭である。なぜなら、当期の減価償却費の一部は通常その期
に支出された固定資産の償却費であるからである。したがって、この分については
out-of-pocket cost であるということになる。逆にまた、棚卸資産の費用のなかにも
も、前期に購入し支出されたもの、次期以降に支出されるものの費用も含まれるのが
通常である。したがって、また、out-of-pocket cost であるか否かによって減価償
却費を特別扱い¹⁸し、“減価償却前利益” などという考え方をうち出すことは、まった
くの誤りである、という。

つまり、ここでのペイトンの主張は、減価償却費は真の費用と考え、optional cost
としての減価償却概念を否定し、したがって、“減価償却前利益” というような考え
方、表示法を否定しきることであるといえよう。

つぎに cash-flow についての所説をみるに、上に検討した費用としての減価償却
費の認識からして、資金源泉を利益プラス減価償却費とする考え方を批判している¹⁹
(現金の流入は減価償却費の計上によって生ずるのではなく、収益の流入によって生
ずるとして)が、より基本的な批判は、cash-flow そのものの重要性に対する否定的
見解の提示である。

15 *Ibid.*, pp. 20—21.

16 *Ibid.*, pp. 22—23.

17 *Ibid.*, p. 23.

18 *Ibid.*, pp. 24—26.

19 *Ibid.*, pp. 55—6.

すなわち、つぎのごとくである。

最近の“cash-flow”計算についての関心の復活にはまことに著しいものがある。しかし、それは非常に重要な新しい概念と手続 procedures の存在によってのみ正当化するべきものであるにもかかわらず、今日の熱狂的な cash flow 計算には、何ら実質的に新しいものもなければ価値もない。この cash flow 計算に反映される一つの概念は、現金収入および現金資源は企業の成功とその状態あるいは将来の見通しを判断する場合の注意の焦点であるべきである、という考え方である。現金—利用可能な購買力—は非常に必要な資源であり、そして現金分析および予算が経営にとってかなりの重要性をもつものであるとしても、現金の測定だけが主要な判断のための十分な基準ではない。そして、とくに批判されるべきことは、概念的にも技術的にも正しく根拠づけられない、月なみの conventionalized “cash flow.” の決定が、期間利益にかわるものになるとか、あるいは重要な期間利益にかわる測定(法)としてあらわされるとかということである。

つまり、もっとも重要なのは期間利益であり、よし cash flow が重要であるとしても、それが期間利益にかわるほどのものではないということである。このような cash flow に対する評価は、損益計算をもっとも重視するペイトンからすれば当然であろうが、それにもかかわらず、なお強く主張されている cash flow を正当に位置づけていないといえよう。cash flow を正しく位置づけるためには、さらに高い次元での損益計算との統一化が必要とされるのではなからうか。

以上、ペイトンの期間利益計算→収益力=利益率計算の主張をあとづけてきた。それではその重要な利益が何ゆえに不当に高く示され、バラ色に描かれているとペイトンは考えるのであろうか。その点について、さらにペイトンの所説をうかがおう。

IV

利益が不当に高く示される最大の原因を、ペイトンは伝統的会計(原価主義会計)下におけるインフレーションの影響の取扱いかたに求めているようである。

伝統的会計手続は貨幣価値一定の仮定のうえにたっている。この仮定は便利ではあるが、厳密には有効ではない。しかし、この仮定は過去25年間、実務のなかにおいて黙諾されてきた。しかし、その25年間はまだ貨幣価値安定性の欠如が明らかになった期間でもある、という。²¹

その貨幣価値安定の欠如=ドル購買力の下落の、株式会社会計の分野への影響は、主として二つの方面にあらわれる。一つは資源の過小表示であり、一つは利益の過大表示である。そしてその影響の程度に関しては論議の余地があるとしても、多くの会社と、産業全体にとって、巨額のものであるという点についてはほとんど否定できな

20 *Ibid.*, pp. 54—55.

21 *Ibid.*, p. 35.

い。1947年から1956年にいたる George Terborgh の研究によれば、会社利益の過大表示の合計は430億ドル、すなわち、修正された利益合計1,430億ドルの30%であった²²という。

これは大問題であり、全面的にこの問題をとり上げることは不可能であるが、価格変動の影響を反映させるための修正方法には二つあるという。一つはいわゆる現在価値法であり、一つは修正原価法である。そして、その各々について、その方法と長短を説明したのちに、ドル購買力の変化を反映させるための修正の必要性を強調する。そこには、修正原価主義の主張が底流をなしているように思える。つぎのごとし。

「何年間にわたって発生した資源の原価を、相当に異なるドル価値で報告することの不当さは、その問題が正視されるときには、きわめて明白である。まことに、伝統的業務は、統計的にばかっている。原価は経済的な量であって、たんなる紙上の貨幣数値ではない。原価はなされた経済的犠牲—何物かを取得するために消費された購買力—をあらわす。そして、要するに貨幣単位は（資源—引用者）が取得されたときに、原価を記録するのに用いられる便利な尺度である。しかし、貨幣単位の名称は、合衆国においてずっと用いられてきたが、その単位の価値は最近の数十年間において浸食された（変化した—引用者）、ということが記憶されなければならない。したがって、われわれの財務記録は、記録された資料の合理的な集計と分析とをおこなうためには、数量とともにドルが支出された日付を強調しなければなら²³ない。」（傍点部分は原文イタリック）

ペイトンはさらにインフレーションの影響を追求する。

伝統的会計手続下でのインフレーションの影響は、一つにはききに検討した資源の過小表示であるが、より重要な影響は利益の過大表示である。それは、当然にコストの過小表示によって影響されているのである。

「クリーピング・インフレの変動条件のもとで考えるなら、その年の収益、顧客からの現金あるいは現金等価物の流入は記録されているドルと実質的に同質の資金と見なすことが合理的である。……大きな額った表示が生ずる主要な点は、費用がかなりの程度初期に発生した原価にもとづいており、したがって、初簿のドルで記録されている場合である。これは、ゆっくり動く材料および貯蔵品の場合に重要であり、もちろん、長期の設備の償却、自然的資源の償却、特許権その他の無形資産の償却の測定においてとくに重要である。記録された原価の現在ドル……の共通分母への転換が無視されるなら、営業費の主たる過小表示が生ずるのはこれらの分野においてである。」²⁴

このように、インフレ下においては利益の過大表示が生ずることを強調したのち、さらに、資源の過小表示と利益の過大表示にもとづいて計算された「利益率は同様に、まったく信頼できない。……伝統的手続は多くの場合において、実際の業績よりもか

22 *Ibid.*, p. 36.

23 *Ibid.*, p. 40.

24 *Ibid.*, pp. 41—42.

なり高い水準での収益力の表示をもたらした²⁵」ことをつけ加えている。

ペイトンはさらに、伝統的会計手続のもとでのインフレの影響として、棚卸資産、貨幣資産および負債についての影響をも検討したうえで、つぎのようにのべている。

「インフレの影響についての、これらの論及を終るにあたって、財務的測定における尺度の変化の影響をまったく無視する会計手続は、強く非難され、修正されるべきである、ということが強調されなければならない。²⁶」

このように、かつて取得原価主義にもとづく会計理論を確立させた著者が、その著書の刊行以来25年の間に、ドル購買力の下落が著しくなったことを根拠として、取得原価からの離脱を主張しているのは、まことに興味深い。そして、その展開がいわゆる修正原価主義の主張であることも、原価主義理論からの展開の関連を示すものであろう。

これらの修正原価主義の主張は、企業の期間利益→収益力を正しく表示するという論理のうえに組み立てられているものではあるが、文字どおりそのようなものとして受け取ることは抵抗を感じざるをえない。事実は利益縮小化の方法であり、しかもたんなる個別の企業内での利益測定問題ではなく、もっと社会的な、大きくは資本主義体制にかかわる問題としても考えられているように思える。そのことは、つぎに考察する全会社の合計利益の検討のなかに、とくに明瞭にあらわれているといえよう。

V

いままでは主として個別の企業の利益の測定、報告上における利益過小表示傾向をとり扱ってきた。しかし、著者は第7章においては全会社利益 aggregate profits の過大表示を指摘する。つぎのごとし。

「最近の個々の企業における利益の報告は一般に不完全であり、あやまっているが、そのことがもっともはっきりしているのは、全会社利益の決定と検討の分野においてである。ことに近年において、民間および政府の両者によって描かれる会社利益の絵はバラ色に輝いているが、資料が十分に吟味されるならば、それは幻影と化するであろう。……伝統的会計の資料的弱さを無視する一般的傾向は、教育機関に関係している人々を含む調査グループや組織による研究にまで入りこんでいる。そして、これに元気づけられて、私的企業に温情的でない人々が、会社事業は労働者および消費者の犠牲において不当に多くの利益をあげており、すぐれて独占的であるという見解を育成するために野外研究日を持ってきたということは驚くにあたらない。²⁷」

そこで、1946年から1963年までの年々の全会社利益が、年々の見積利益額、指数

25 *Ibid.*, p. 42.

26 *Ibid.*, p. 52.

27 *Ibid.*, pp. 72—73.

(消費者物価指数)、1963年の物価水準に換算された見積利益額を一表にまとめたかたちで示され、それについての説明が加えられる。

そこでの説明は要するに、価格水準の変動を考慮に入れない資料によるなら、1946年から1963年までの全会社の総利益は若干の上昇傾向を示しているが、物価指数をもって修正した利益をみるなら、必ずしも上昇傾向にあるといえない、ということである。すなわち、1963年(最高記録として迎えられた)の修正利益267億ドルは1950年の修正利益290億ドルより9%少ない。そして1946年から1954年、1955年から1963年の全会社利益のこの検討によって、「戦後における会社利益は“急上昇”してきた。そして、すばらしい水準にあるという一般的見解」に何ら正当性がないことが明らかに²⁸なる、としている。

ペイトンはこのように、戦後における会社利益が必ずしも“急上昇”しているものでない(物価指数によって換算すれば)ことを示すばかりでなく、さらに全会社利益と他の指標(国民総生産、国民所得、給与総計)とを比較することによって、会社利益の上昇が法外なものでないことを示そうとしている。

すなわち、全会社利益の国民総生産に対する比率は1946—51年にかけては平均7%、52—57年にかけては平均5.2%以下、58—63年にかけては平均4.5%である。また国民所得に対する比率は1946—51年にかけては平均8.3%、52—57年は6.2%、58—63年は5.5%以下である。これらの比較によれば、利益の上昇についての証拠はない。まったく逆である、という。²⁹

さらにまた、給与総計との比較が、1948—63年までを3年おきにわけて示される。それによると、物価指数によって換算されないものは、利益総額は1948年が205億ドル、63年が267億ドルで30%の増加となるが、給与総計は1948年は1,410億ドル、1963年は3,403億ドルで141%の増加となる。さらに指数によって換算したものになると、利益はわずか2%強の増加でしかないが、給与は約9.0%増となる。³⁰

このように、ペイトンはかなり多角的に、会社利益の上昇率は、“バラ色”といわれるほどのものでないことを示そうと非常な努力をしている。しかし、国民総生産、国民所得、給与総計との比較は労働者人口の増加さえも無視したものであり、比較の対象とすることにすでにかかなりの無理があるように思われる。それにもかかわらず、そのような比較をも用いることは、会社利益の姿を小さく示そうとすること自体に意味があるのであろう。ここにおいては、企業の公表利益表示は、たんに個別の企業の収益力評価そのものとしてだけ問題とされているのではなく、もっと社会的な水準で、国民大衆をいかに説得し、独占資本に対する対立的感情をいかにやわらげ、ひい

28 *Ibid.*, pp. 74—75.

29 *Ibid.*, pp. 77—78.

30 *Ibid.*, pp. 78—79.

ては資本主義体制そのものの強化のための手段の一環として考えられているのではなからうか。公表会計はその意味においても、まことに社会的、政治的な側面をもっていえるといえよう。

このいわば国民大衆への説得的な、PR的な側面は、「利益分配」の章においても強く示されている。

VI

「配当処分の本質は、会社資産の株数に比例しての、株主への実際の移転である」³¹ (傍点引用者)と、 Peyton はまず規定する。これは一見当然の規定のようであるが、配当を資産の実際の払い渡しに限定するところに、のちに説明する株式配当とからんで重要な意味がある。

また配当可能限度額については、法律的には(多くの州法によれば)、当期利益と留保利益との合計額であるが、実務上の配当可能額は法律上のそれと一致せず、利用可能な現金資金額である、という。³²

そして、この法律上の配当可能利益額と財務上の利用可能資金額は通常一致しない。なぜなら、営業過程において取得された利益はそのまま流動的資金として保持されているわけではなく、ましてや当期以前の留保利益額が流動資金のかたちで保有されていることは特定の場合(減債基金としての預金、有価証券など)をのぞいては、ほとんどありえないからである。利益は現実には自動的に資本化されていることであろう。したがって、企業が拡大再生産を意図しているかぎり、一般的には配当利用可能資金は留保利益額より少ないという結論に達しよう。

かかる見解にたつならば、前の期間に蓄積された利益額は、欠損年度に配当に充当しうる蓄積額であるという一般的な考え方は、誤っている³³。「株主への分配決定の問題——いつ、どのくらい——は、実際には営業条件および財務管理の問題であり、法的な基準で決定されてはならない」ということになる。³⁴

かかる見解は、利益概念の解釈によっては果たすことのできなかった資本蓄積の要請を、論理をかえて、企業の現実的条件ということによって、利益の企業外流出を防ごうとするものである。その意味では、これは利益の測定論理による利益縮小化につづく、分配論理による分配利益縮小論ともいえよう。

つづいて Peyton は、配当傾向および配当と他の経済指標との比較をおこなうことによって、配当の側面での国民大衆への説得的な分析をおこなう。

31 *Ibid.*, p. 85.

32 *Ibid.*, p. 86.

33 *Ibid.*, p. 96.

34 *Ibid.*, p. 87.

「配当支払額が高い、増加する水準にあるということについて、金融誌その他はかなりの宣伝をおこなっている。その見解は、投資家は株主層によって未曾有の収穫をとり入れつつある、ということによって促進されている。年々の全会社合計配当額が、とくに過去10年間に於いて増大してきたことは実である。しかし、クラスとしての株主が経済表 economic table ³⁵ においてよりよい感服をえている（運命にある fare）ということとは正しくない。」

そこでまず、全会社合計配当額の年々の支払額（物価指数で換算した額）をみるならば、1946—49年間で89—96億ドル、1950—54年間で104—117億ドル、1955—59年間で128—144億ドル、1960—63年は毎年増加し、150億ドルにはじまり180億ドルに達しており、「かなりの増加ではあるが、目覚ましいほどの増加ではない」という。³⁶

このようにペイトンは配当額そのものによっては、増加しているといわざるをえないので（それでもなお目覚ましい増加とはいえないといっているが）、つぎに、個人所得合計額および給与総計との比較をおこなうことによって、その増加率が相対的には高くないことを主張しようとする。

すなわち、配当合計額の個人所得合計額に対する比率は1946—54年は平均3.4%、1955—63年は平均3.6%であり、戦後の全期間を通じて3%—4%と安定しており、「年々の株主の受取分は、個人所得のうち明らかにごくわずかである」という。³⁷

さらにまた、配当合計額の給与総額に対する比率は非常に安定しており、1955—63年の間、年々4.8%—5.3%の間であるという。³⁸

このように、ペイトンは会社利益に関して、測定についてはインフレ的影響によって過大表示されているがゆえに、一般にいわれているほどに巨大なものではないとし、処分（配当）については戦後増加しているとはいえ、他の経済的指標と比較すれば、相対的には、たいした増加ではないとしている。このことは、国民大衆が会社利益の大きさについて持っている「巨大であるという感じ」をやわらげ、ぼかすという説得的、PR的側面を強く示すものといえよう。そして、さらに配当に関していえば、株式配当は配当ではなく、株式分割にすぎないと主張することによって、上に示した配当額が実際にはもっと少ないものである、ということをも主張せんとするものと推測される。³⁹ すなわち、つぎのようである。

35 *Ibid.*, p. 89.

36 *Ibid.*, pp. 90—91.

37 *Ibid.*, pp. 91—92.

38 *Ibid.*, pp. 92—93.

39 上に示した統計資料は *Business Statistics*, 1963 Edition, and *Survey of Current Business*, July, 1964, U. S. Department of Commerce によるものが示されているが、そこに株式配当が含まれているか否かについての明記はない。かりに、その配当に、株式配当が含まれているとするなら、そして多分含まれていると思われるが、株式配当は株式分割にすぎないと主張することにより、実際の配当金は、上記の金額より少ないということの意味することになる。

「……配当活動の本質は一部の会社資産の株主への比例的移転にある。かかる行為以前には、株主は会社資源に持分あるいは *beneficial interest* を持つにすぎない。この行為が完了したのちに、移転された資産、通常、現金を完全に所有するのであり、論議の余地ない所有者となる。株主持分をより多くの単位に分割する株式分割（これは通常いう株式配当についていっている—引用者）は厳密には配当行為と何らの関係もない。そして、かかる行為を“配当”として論及することは、⁴⁰ はなはだしい用語的な誤りである。」（傍点部分は原文イタリック）

このように、配当を会社資産の株主への現実的払渡しと規定することによって、しばしば株主によって熱狂的に歓迎される株式配当を、株式の分割にすぎないとし、その配当としての性格を否定しるのである。

以上のように、ペイトンの論旨は、会社利益は実際には、一般にいわれるほど巨額のものでない、ということを確認し、かつ、伝統的会計の欠陥として巨額に示されている利益を「真実の姿」に戻そう（＝過小表示）とする提案であった。そこには、現象的には利益過小化による資本蓄積論と、株式会社の総利益はそれほど巨大ではない、ということを示さんとする大衆への説得的側面とが存在する。公表会計において、これらは元来どのようなものとして位置づけられるか、ということはきわめて重要な問題であろう。しかし、わたくしはそれについての明白な考えを持つにいたっていない。ここではたんに資料として、このペイトンの著書においては、いわゆる説得的側面がとりわけ強く示されていることを指摘するにとどめたい。

上記のように現象的には二側面として現われているものの底流は、会社利益の合理化論を一つの媒介環とする資本蓄積論と理解できよう。その資本蓄積要請は、直訳するなら「二つの横道にそれた話題」といわれる最後の章において、もっとも鮮明に示されている。その意味では、それは「横道にそれた話題」どころか、むしろ主題とさえいえそうである。

VII

「二つの話題」とは金庫株と利益課税である。

金庫株＝取得された自己株式については、その資産性を否定する。すなわち、自己株の取得は一時的にしる株主持分の減少である。したがって、金庫株を資産として計上することは誤りであり、自己株取得に要した資産と同額だけの株主持分が減少させられるべきである。そして、取得された自己株は法的には未発行株式と同一ではないとしても、未発行状態への逆戻りである、⁴¹ としている。

このような理解にたつなら、自己株式を取得し、再発行することは、資産の売買で

40 Paton, *op. cit.*, p. 101.

41 *Ibid.*, pp. 113—114.

はないことになる。したがって、自己株の購入額と売却額との間には何の関係もなく、それゆえ取得額を超過する再発行額に課税することは「税目的からしても、あるいは他のいかなる関連からしても、十分に支持されえない」としている。⁴²しかし、再発行額が取得額より低い場合については何らふれることはない。

このことは金庫株の売買益を利益と規定せず、したがって、それを課税利益としないようにするところに力点がある、といえよう。この考え方は、つぎの利益課税の問題において、より一般的に、また露骨に展開されるにいたる。

ペイトンは利益課税の問題については、会社、株主の二重課税にふれたのち、つぎのように論じている。やや長いが、そのまま引用しよう。

「株式会社に関して必要とされる基本的な改革は、会社利益それ自体に対する税金の完全な排除である。株主の世話役 *steward* (会社一引用者) を独立の税支払者として取扱う、したがって株主を他のまったく別個の税支払者として取扱う現行の体制は本来的に不合理である。かかる体制における明瞭な不公平は別として、それは市場経済を進展させる女王蜂である追加危険資本形成の主要な障害となっている。……さきに指摘されたように、技術的な実験および発展にとって非常に重要な冒険資本(自己資本一引用者)を拡充するた⁴³めのもっとも有効な方法は、蓄積—しばしばほとんど自動的な過程—のための会社利益を許す(免税にする *permit*) ことである。そして、会社利益それ自体に重い税金を課することは、たしかにこの過程を促進させる方法ではない。これに加えて、普通利益としての配当の取扱いは完全な累進税率にしたがう。そして、最近の数十年間における危険資本成長率がとるに足りないほど低くかったということは、驚くにあたらない。」(傍点引用者)

「よりよい税務体系をつくるための真剣な試みにおける考察に値する発展は、すべての株式会社にパートナーシップのように扱われることを選択権をあたえることである。規則にかかる特徴をとり入れることは、パートナーシップとして扱われることを選ぶすべての株式会社の株主は、会社利益のそれぞれの分配部分については課税されるが、配当金については課税から免除されることを、もちろん意味するであろう。」⁴⁴

このようにペイトンは税務体系の根本的改革を意味する会社利益の課税軽減についての露骨な提案をおこなっている。それはペイトン自身がいつているように、まさに、二重課税の排除による株式資本の誘引と、留保利益の免税による資本蓄積の強化を意図しているものである。この項においての主張は、たしかに会計理論の分野における展開ではない。したがって、その意味からするなら、第1章から第9章、そして第10章の金庫株までの会計分野におけるものとはことなる。いわば「横道にそれた話題」といえるのかもしれない。しかし、ここは、会計理論の分野における合理化論をもってしても、なおかつ不十分な資本蓄積への要請を、税制改革の提案というかたち

42 *Ibid.*

43 *Ibid.*, pp. 117—118.

44 *Ibid.*, pp. 118—119.

で露骨に示したものであり、基本的なところにおいては同一の問題であり、かつ主題であるといえよう。

VIII

以上、紹介したペイトンの理論は、本書執筆の意図に端的に示されているように、会社利益は一般にいわれている、あるいは財務諸表に示されているように、巨額なものではなく、もっと少ないものであるということを指摘、合理化せんとするものである。したがって、その具体的論理展開としては、(1)利益測定法としては、貨幣価値変動を無視する伝統的会計はあやまりであり、そのことによって、表示される「過大利益部分」削減の主張となり、(2)利益報告の方法としては、利益を「過大」に見せる税引前利益、減価償却前利益なる考え方と、その表示法の否定となり、(3)株式会社の「社会性」を考慮する点においては、他の経済的指標との比較によって、会社利益および利益配当の絶対額、増加額、増加率が、相対的にはそれほど大きくはないという叙述になっている。

その叙述の過程においては論理的に無理（たとえば、会社利益および配当金と賃金との比較など）なものも存在している。それはそれで、重要な分析対象になろうが、むしろ、ここでは、かかる主張の意義、役割を明らかにすることこそより重要と考える。

かかるペイトン理論出現の意義をわたくしは、大きくはつぎの二点に求めたい。

第一は、原価主義会計・理論上の資本蓄積の限界克服である。つまり、ペイトン自身がかつて「確立」した動態論＝費用配分理論は、一定の時期においては「原価」概念を基軸にすえることによって、客観性を保証するというかたちをとりながらも、費用収益対応を重要なよりどころとして費用の早期計上・過大化、利益の過小化⁴⁵によって、資本蓄積の要請をみたして、自己の地位を主張することができた。しかし、動態論の基軸となった原価概念が逆に資本蓄積上の限界となり（動態論理によるかぎり、原価総額をこえての費用化は不可能である）、ここに、その限界克服のための努力がなされるにいたり、すでに多くの文献が出されていることは周知のところである。ペイトンのこの理論も、その限界克服の一つの努力として示された（修正原価主義として主張されたことは『序説』との系譜関連と考えられる）ものであり、それは、インフレーションによる貨幣価値変動を伝統的会計は無視する弱さをもつという展開に示されている。伝統的会計のもつ利益測定上の誤りを指摘するという努力は、まさに動態論における資本蓄積上の限界克服の努力なのである。ペイトンがかかる利益測定上の手法の変更によってもなおかつ不十分なところをおぎない、その資本蓄積上の効果

をより十全にするための手段として、税務体系変革による課税軽減の提案をおこなっているのである。

第二点は、会社利益は一般にいわれているように巨大なものでもなく、バラ色に輝いているというようなものでもないという、いわば国民大衆へのPR的側面についてである。

これは、株式会社＝独占による労働者、国民からの収奪がますます誰れの目にも明らかとなり（そのような収奪によってのみ、独占は矛盾をはらみながらも拡大しうるのであるが）、その収奪の結果が、非常に縮小された姿においてではあるが、会計上の利益にあらわれるがゆえに、その利益の大きさを労働者、国民の前から隠す必要がますます強くなったことを示している。そのために、ペイトンはなんとかして、全会社利益総額はその絶対額においても、増加傾向においても大したものではないということを示そうと試みたのである。かかる主張は、公表会計はたんなる利益の計算技術ではなく、非常に社会的な政治的な存在となっていることを示していると思える（ただし、さきにも指摘したが、かかる社会的な、大衆討奪的な側面が、公表会計のなかにおいて、どのような位置をあたえられているのかという問題は、きわめて重要であるが、不問とせざるをえない）。

ペイトン理論は、このような要請をみたすための努力として示されたものと考えらる。